

## 「映像資料の保存と継承を考える」

### 開催趣旨説明

2004年4月、人間文化にかかわる大学共同利用機関として人間文化研究機構が、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、そして国立民族学博物館により設立されました。2009年10月に国立国語研究所が加わり、現在、6つの機関により構成されています。

人間文化研究機構では、それぞれの機関の研究基盤や成果を、研究機関にとどめるのではなく、機関を超えて補完的・有機的につなぎ、より高次に発展させることを目的に**連携研究**を実施しています。

連携研究の課題として2つのテーマを設定しており、そのひとつが「人間文化資源」の**総合的研究**です。ここでいう「人間文化資源」には、モノ資料、図書・書物、映像・音響資料をはじめ、祭礼・儀礼や伝統芸能なども含まれています。

「人間文化資源」の総合的研究では、文書資料、生活資料、映像資料のカテゴリー別に研究班が組織されており、本シンポジウムは、映像資料のカテゴリーに属する、国立歴史民俗博物館の内田研究班、国立民族学博物館の福岡研究班と園田研究班の合同によるものです。

- **内田班「歴史研究資料としての映画の保存と活用に関する基礎的研究」**では、宮本馨太郎フィルムを具体的な研究対象とし、映像における原本の重要性とともに、撮られたものの有効活用の見地から映像研究資料論にまでふみこんだ研究を続けています。
- **福岡班「映像による芸能の民族誌の人間文化資源的活用」**では、映像による芸能の民族誌的記録が、芸能を支える人びと、研究者、映像の視聴者などのあいだにどのような相互関係を築き、芸能の上演と伝承に影響を与えうるのかを実践的に明らかにし、学術的な民族誌映像の作成および活用のものでまいり方をさぐっています。
- **園田班「人間文化資源の保存環境研究」**では、モノ資料にかぎらず、図書・文書資料や映像・音響資料、さらには電子データなど、多様な形態から構成される研究資源それぞれに応じた保存環境モデルを構築することを目的にしています。

映像資料を研究対象とする、あるいは研究対象に含む3班がそれぞれに研究を遂行していくなか、共通の課題として浮かび上がってきたのが、**映像資料の保存と継承**の問題です。映像資料は、その保存問題を扱うにあたっては、モノ自体とともに、そのモノがもつ情報、このふたつの側面からの考察が必要となります。映像資料の継承では、媒体変換の問題とともに、それに関わるさまざまな権利処理が生じてきます。

本シンポジウム「映像資料の保存と継承を考える」は、このふたつの課題に焦点をあてます。名称は映像資料ですが、動画にかぎらず、同様の媒体からなる静止画（写真資料）も対象とし、包括的な視点から問題に取り組みます。

まず、東京国立近代美術館フィルムセンター主任研究員の板倉史明氏から、オリジナル作品の保存方法、目的に応じた媒体変換の方法、さらには権利者不明の作品の権利処理についてのご講演をいただきます。続いて、東京都写真美術館保存科学専門員の山口孝子氏から、写真作品の保存と活用についてまとめていただきます。最後に、著作権法を専門とされている骨董通り法律事務所の福井健策弁護士から、映像や画像に関する著作権に関するご講演をいただきます。

今回の合同シンポジウムは、研究開始から二年が経過した時点における映像資料カテゴリー3班による研究成果のひとつの形といえます。ここで映像資料の保存と継承に関わる主たる問題点を整理し、解決策策定の一助とすることで、今後、映像資料の保存と継承に関する、より総合的な基礎研究をはじめの第一歩になればと考えています。

シンポジウムを機に、さまざまな立場の専門家や研究者の横断的連携を強化し、研究成果のさらなる高次化をはかっていきたいと思っています。

2012年2月27日

園田直子